

監査結果に係る措置状況報告書

(平成28年12月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第8号

平成28年12月12日

東大阪市監査委員

柴田敏彦

同

牧直樹

同

菱田英継

同

鳥居善太郎

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等について

地方自治法第199条第12項及び東大阪市監査事務処理規程第29条第1項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により次のとおり公表します。

目 次

協働のまちづくり部	1
土木部	3
都市整備部	8
市民生活部	10
子どもすこやか部	15
社会福祉事業団	19
下水道部	20

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

平成28年10月24日

3. 監査結果に関する報告

平成26年8月11日 監報第2号 監査結果報告書

4. 監査の対象

協働のまちづくり部所管事務

○ 検討又は改善を要する事項（4項目）

所 管 課	市民協働室
表 題	使用料の還付事務について
1	<p>7か所ある市民プラザについては、使用日の3か月前から使用許可の申請ができ、使用する必要がなくなったときは、使用中止の届出を使用日の7日前までに行った場合に5割相当額の使用料を還付することができる。</p> <p>ところで、平成25年3月に使用申し込みしたもので、5月末までに還付が生じたものについては、出納整理期間中であることから平成24年度の歳入により還付されるが、平成25年度の歳出予算により還付しているものが見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (検討中)	適切な事務処理ができるように出納室と調整しております。

所 管 課	市民協働室
表 題	支出事務の委託について
2	<p>市民プラザの使用料について、リージョンセンター条例第9条で「既納の使用料は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。」と定められており、市民プラザ使用料徴収還付事務委託契約に基づき、指定管理者において還付している。</p> <p>ところで、その還付資金については、会計管理者より支払われた資金を、資金前渡職員が受領し指定管理者に預け、その資金により還付を行っている。</p> <p>しかしながら、資金前渡職員は、自ら正当債主に対して支払いを行う必要があり、その資金をもって私人に支出事務の委託をすることはできない。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (検討中)	適切な事務処理ができるように出納室と調整しております。

所 管 課	地域コミュニティ支援室
表 題	補助金の交付事務について
3	<p>当室では、市内の犯罪の誘発及び事故防止を図るため、自治会が行う防犯灯の設置費について、補助することにより明るいまちづくりに寄与することを目的として、防犯灯設置費補助金交付要綱に基づき補助金を交付している。</p> <p>補助金の交付の決定を受けた者は、事業完了後30日以内に防犯灯設置費補助金実績報告書(様式第10)を市長に提出しなければならないが、同報告書の提出が遅れているものが見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (措置済)	<p>防犯灯設置費補助金交付要綱第10条を「補助金の交付の決定を受けた者は、事業完了後60日以内に防犯灯設置費補助金実績報告書(様式第9)を市長に提出しなければならない」に改正し、期間内に提出されるよう指導等を行い、適正に事務処理をしています。さらに、部内での課題共有を行い職場研修を行っています。</p>

所 管 課	地域コミュニティ支援室
表 題	契約事務について
4	<p>当室では、防犯活動を保持し安全・安心で明るいまちづくりを推進するため、東大阪市防犯連絡協議会(以下「協議会」という。)と防犯活動業務委託契約を締結している。</p> <p>ところで、委託契約締結に際し協議会より見積書を徴しているが、委託料の積算根拠が明確に記載されていない。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (措置済)	<p>平成20年度までは各防犯協議会と個々に委託契約を交わし、委託料を支出していましたが、平成21年度以降は東大阪市防犯連絡協議会(以下「協議会」という。)に補助金・委託金を一括し、協議会と防犯活動業務委託契約を締結しています。</p> <p>委託金の支出額については、各防犯協議会から提出される予算請求額に対し、各防犯協議会の防犯委員数、活動を行う地域の統計人口を基にして、委託金額を決定しています。さらに、部内での課題共有を行い職場研修を行っています。</p>

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

平成28年10月24日

3. 監査結果に関する報告

平成26年8月11日監報第4号 監査結果報告書

4. 監査の対象

土木部所管事務

○ 検討又は改善を要する事項（10項目）

所 管 課	道路管理室土木環境チーム
表 題	道路の不法占用について
1	<p>市が管理している道路で不法占用の苦情等が毎年度多数寄せられている。平成25年度は78件の不法占用の苦情等があり、その処理状況は市の指導により自主的に撤去されたもの48件、市が撤去したもの8件、指導中のもの22件となっている。</p> <p>道路環境の保持及び財産管理のうえからも、きめ細かい指導と厳正な措置を講じ道路の不法占用の解消に努められたい。</p>
措置内容 (改善中)	<p>平成25年度指導中22件につきましては、12件の改善が見られましたが、まだ、全て解決に至っていません。不法占用の苦情等は毎年多数寄せられており、通常指導により自主的に撤去させたり、所有者がおらず、市が撤去したものもあります。悪質なものに関しては、警察との合同パトロール等で指導の徹底をしております。</p> <p>また、長期不法占用につきましては、不法建築物等の永久構造物などが多く、機会あるごとに現状確認や占用者への撤去指導を行なっております。</p>

所 管 課	道路管理室道路管理チーム
表 題	長期継続道路占用料の納期限について
2	<p>道路占用許可を受け、道路上に電柱や看板等を設置している者から道路占用料徴収条例(以下「条例」という。)第2条に基づき占用料を徴収している。また、条例第3条第1項には、納期限は占用期間が1年以上の場合、初年度分は占用許可の日から30日以内、次年度以降の分については、当該年度はその年度の初日から30日以内と定められている。</p> <p>ところで、次年度以降の分については、当該規定に基づき4月末日を納期限としているが、納期限内に納入していないものが見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (改善中)	条例改正後、適切に処理するよう、引き続き努力してまいります。

所 管 課	道路管理室道路管理チーム
表 題	契約事務について
3	<p>契約予定金額が委託料で500万円を超える施行起案については、調度課への合議が必要となっているが、合議されていないものが見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (措置済)	更新漏れの無いようにすることを周知徹底しました。

所 管 課	里道・水路対策課
表 題	法定外公共物の占用許可事務について
4	<p>法定外公共物管理条例第5条で、法定外公共物の敷地内の占用許可を受け、占用できる期間は5年以内とする、ただし5年以内の期間を定めてこれを更新することができる、と規定している。</p> <p>ところで、許可期間が過ぎた後に更新の申請が行われているものが見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (改善中)	更新漏れの無いようにすることを周知徹底しました。

所管課	道路管理室道路管理チーム
表題	郵便切手の管理について
5	消費税の引き上げにより、平成26年4月1日より郵便料金が値上げされ2円切手が必要となったため、当課が所有している切手により交換手数料を支払って交換しているものが見受けられた。 資金前渡による購入など適正な取り扱いをされたい。
措置内容 (措置済)	指摘以後、適切に処理しています。 さらに、職場での課題共有として研修を行っています。

所管課	道路建設室
表題	私道舗装について
6	私道の舗装を促進し、市民の生活環境の改善に寄与するため、市内における私道の舗装工事に関し必要な事項を、私道舗装規則で定めている。 ところで、舗装の申請があったときは、これについて審査及び調査等を行い、工事施行又は不施行の決定をし、その旨を申請者に通知することを定めているが、書面での通知が行われていない。 適正な事務処理をされたい。
措置内容 (措置済)	平成27年4月1日より、改定した私道舗装規則を準拠し、適正な事務処理をおこなっております。 さらに、職場での課題共有として研修を行っています。

所管課	道路建設室
表題	財産管理について
7	財産管理について、以下の留意すべき事項が見受けられた。 1 長瀬北4号線道路改良事業用地ほかの整備後の残地を、行政財産として管理しているが、財務規則第140条に定める公有財産台帳が備え付けられていない。 財務規則に基づき、公有財産の適正な管理に努められたい。 2 平成7年度より道路改良事業用地の残地を、行政財産の目的外使用許可等所要の手続きを経たのち地元自治会が使用し現在に至っている。 ところで、本来の行政目的が消滅したと考えられる財産を長期間管理していることについて検討されたい。
措置内容 (一部措置済)	1の指摘については公有財産台帳を作成しました。 2の指摘については過去の経過を踏まえ、課題解消に向けて今現在も関係部局、及び地元自治会と協議・調整中であります。

所 管 課	道路管理室自転車対策チーム
表 題	収納事務の委託について
8	<p>自転車等の放置防止に関する条例及び同施行規則に基づく、放置自転車撤去等に係る業務を東大阪市駐車場整備株式会社に委託している。</p> <p>ところで、当該業務委託契約に係る仕様書で、返還自転車等があれば所定の手続きや確認の上で撤去保管費用を収納したのち返還すると定められており、地方自治法施行令第158条に基づく収納事務を行っているが、収納事務委託契約が締結されていない。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (措置済)	<p>指摘以後、適切に処理しています。</p> <p>さらに、職場での課題共有として研修を行っています。</p>

所 管 課	道路管理室自転車対策チーム
表 題	支出事務の委託について
9	<p>自転車駐車場の利用料について、自転車駐車場条例第7条で「既納の利用料は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。」と定められており、徴収事務及び還付事務委託契約に基づき、指定管理者において還付している。</p> <p>ところで、その還付資金については、会計管理者より支払われた資金を、資金前渡職員が受領し指定管理者に預け、その資金により還付を行っている。しかしながら、資金前渡職員は、自ら正当債主に対して支払いを行う必要があり、その資金をもって私人に支出事務の委託をすることはできない。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (措置済)	<p>平成28年度から、指定管理者と「利用料金制」による契約を締結しているため、当該事務は指定管理者内部で完結することとなり、資金前渡の必要がなくなっています。</p> <p>しかしながら指摘を踏まえ職場での課題共有として研修を行っています。</p>

所管課	河川課
表題	契約事務について
10	<p>用排水路「2号水路」・「3号水路」の維持管理について、加美・巽・長瀬土地改良区(以下「改良区」という。)と委託契約を締結しているが、その契約事務で以下の留意すべき事項が見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>1 契約に際し改良区より見積書を徴していないもの。</p> <p>2 委託契約書第5条において、委託費用の限度額が定められているが、改良区からの業務完了報告書に基づき確定契約を締結することなく、請求書により限度額分の支払を行っているもの。</p>
措置内容 (措置済)	<p>1. 指摘以降、契約時に見積書を取得しています。</p> <p>2. 契約書第5条に定められていた契約金の限度額を見積書取得により契約金額に文言を変更しております。それにより確定契約は指摘の有った平成26年度のみ締結となっています。</p> <p>しかしながら指摘を踏まえ職場での課題共有として研修を行っています。</p>

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

平成28年10月24日

3. 監査結果に関する報告

平成26年8月11日監報第4号 監査結果報告書

4. 監査の対象

都市整備部所管事務

○ 検討又は改善を要する事項（3項目）

所 管 課	公園管理課
表 題	公園使用料の出納事務について
1	<p>都市公園条例第13条の規定により、スポーツ施設情報システム(以下「オーパス」という。)により施設利用を申請した場合における使用料は、後納させることができる。これにより、オーパスによる施設使用料は、申請者の利用実績に基づき、1か月分をまとめ、口座振替の手法により、翌月に出納員名の預金口座に振込みしている。出納員は、当該預金口座から出金して市所定の納付書をもって市へ納付することとなっており、口座振替できなかった場合は再度翌月に口座振替することとなっている。</p> <p>ところで、利用者の預金口座から出納員名の預金口座への振込みが不能となった収入未済金が発生している。債権管理台帳により管理はなされているが、後日、納付書により納付されるまで調定されないため、収入未済金として計上されていない。</p> <p>収入未済金として管理するよう検討されたい。</p>
措置内容 (検討中)	<p>施設使用料の収入未済金につきましては、オーパスシステムの大幅な変更が必要になるため、システム管理者である青少年スポーツ室と引き続き協議し検討してまいります。</p>

所管課	公園管理課
表題	契約事務について
2	<p>契約事務で、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公園便所清掃等業務委託において、消費税及び地方消費税の算出に誤りが認められるもの。 2 契約締結起案で、随意契約理由が明記されていないもの。 3 委託契約書の契約保証金免除条項に誤りがあるもの。 4 契約予定金額が委託料で500万円を超える施行起案については、調度課への合議が必要となっているが、合議されていないもの。 5 委託契約書には、報告書は毎月の事業完了後速やかに提出すると規定されているが、2か月分がまとめて報告されているもの。 6 委託業務の報告書が鉛筆書きされているもの。 7 当課では、一般財団法人東大阪市公園協会を指定管理者とし、東大阪市有料公園施設及び特定公園の管理に関する協定(以下「協定書」という。)を締結している。 <p>協定第25条では、除草、清掃業務及び警備業務を除く有料公園施設等の管理業務の全部又は一部の再委託を禁じており、書面による承認を得たときはこの限りではないもの、と定めている。</p> <p>ところで、有料公園施設等の管理委託に関し、公園協会は再委託をしているが、起案・決裁による意思決定がなされておらず、書面による承認が行われていないもの。</p>
措置内容 (措置済)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園便所清掃等委託業務につきましては、契約時に適正に算出して契約を締結しております。 2 随意契約理由につきましては、明記しております。 3 契約保証条項につきましては、訂正いたしました。 4 500万円を超える契約時につきましては、調度課へ合議し、適正に事務処理を行っております。 5 2か月分の報告書につきましては、監査ご指摘後からは、1か月毎に報告書を提出してもらっています。 6 報告書での鉛筆書きについては、監査ご指摘後からは、消えないボールペンを使用して報告書を提出してもらっています。 7 東大阪市有料公園施設及び特定公園の管理に関する協定での再委託については、承諾申請書を受理した後に、起案・決裁により承認し、承諾書を手渡しております。 <p>さらに、職場での課題共有として事例研修を行っております。</p>

所管課	公園整備課
表題	契約事務について
3	<p>契約予定金額が委託料で500万円を超える施行起案については、調度課への合議が必要となっているが、合議されていないものが見受けられた。 適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (改善中)	<p>指摘以降、該当案件はないが500万を超える委託案件につきましては、適宜調度課へ合議を回付し、適正に事務処理を行ってまいります。</p>

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

平成28年10月24日

3. 監査結果に関する報告

平成27年4月10日監報第2号 監査結果報告書

4. 監査の対象

市民生活部所管事務

○ 検討又は改善を要する事項（6項目）

所 管 課	資格給付課
表 題	診療報酬返還金について
1	<p>被保険者であった者が国民健康保険資格喪失後に受診したこと及び国民健康保険法第65条の規定に基づき保険医療機関等の不正利得により生じる診療報酬返還金の徴収事務について、以下の留意すべきものが見受けられた。</p> <p>(1)平成26年10月末日現在で、国民健康保険事業特別会計における収入未済額は、69,910,086円（うち、不正受給による旧花園病院分44,640,638円）及び一般会計における収入未済額は、132,105,085円（うち、不正受給による旧花園病院分131,966,737円）となっている。</p> <p>収入未済金の早期回収に努められたい。</p> <p>(2)回収不能として不納欠損処分をした国民健康保険事業特別会計における診療報酬返還金は、所在不明等の理由により、平成24年度末1,834,158円(249件)、平成25年度末3,612,707円(308件)となっている。</p> <p>適正な債権管理の観点から、不納欠損とならないよう返還金回収に今後も努められたい。</p>
措置内容 (改善中)	<p>(1)旧花園病院にかかる不正受給につきましては、裁判所からの配当を受け、今後も引き続き債権回収に努めてまいります。</p> <p>その他医療機関の診療報酬返還金につきましては、催告書、督促状等を送付し、収入未済金の回収に努めているところですが、より一層の回収の強化に努めてまいります。</p> <p>(2)医療機関の診療報酬返還金に対しては、催告書、督促状を送付し、回収に努めているところですが、不納欠損処分する以前に早期に回収できるよう一層努めてまいります。</p>

所 管 課	資格給付課
表 題	一部負担金の減免について
2	<p>一部負担金の減免について、以下の留意すべき事項が見受けられた。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者が、療養の給付を受けた場合に支払うべき一部負担金について、風水害等の災害や、失業等による所得の減少等により、国民健康保険条例施行規則(以下「規則」という。)第17条に規定する事由に該当した場合、減免又は徴収猶予を行うことができる。</p> <p>ところで、国民健康保険法第44条に定められた、一部負担金の減額、免除又は徴収猶予の措置について、規則第17条でそれぞれの金額の範囲が定められていないことから、該当する者はすべて免除の決定を行っている。</p> <p>減免等の決定の基準について検討されたい。</p> <p>(2) 国民健康保険の一部負担金の減免及び徴収猶予については、当課の課長専決事項となっている。</p> <p>ところで、減免等の承認決定決裁より以前に「国民健康保険一部負担金減免徴収猶予承認不承認決定書」が送付されていた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (一部措置済)	<p>(1) 一部負担金減免については、平成27年8月に制度改正を実施しましたが、減額、徴収猶予についての基準は設けておりません。</p> <p>現状の給付事務手順等にも大きく影響を与えるものであるため、事務手順等の精査を行う必要があり、また、平成30年度には国保の都道府県化も決定しているため、他市の動向も見据えながら、今後検討してまいります。</p> <p>(2) 平成27年4月より、適切な事務処理を行っております。</p>

所管課	資格給付課
表題	資金前渡職員の通帳について
3	財務規則第42条第1項の規定により、資金前渡職員は前渡資金を預け入れるための預金口座を設けている。 ところで、その預金口座に前渡資金以外の現金が入出金されている。 適正な事務処理をされたい。
措置内容 (措置済)	ご指摘を踏まえ、課内での研修の一環として周知徹底を図るとともに、現在は適切に事務処理を行っております。

所管課	保険料課
表題	保険料の収入未済・不納欠損について
4	平成25年度決算において、国民健康保険料の収入未済金は5,179,795,776円、後期高齢者医療保険料は101,288,602円となっている。 また、国民健康保険料の平成25年度不納欠損額は2,099,000,894円、後期高齢者医療保険料は29,126,721円となっている。 催告書送付やコールセンターによる電話、徴収嘱託員による訪問など納付督促のほかに、財産調査及び滞納処分の徹底等に取り組んでおり、収納率も向上しているが、今後も引き続き、会計の健全化と公平性のため未収金の回収につとめられたい。
措置内容 (改善中)	平成27年度決算は、平成26年度決算に比し、次のとおり改善しました。 平成27年度決算において、国民健康保険料の収入未済金は3,097,356,414円、後期高齢者医療保険料は91,420,643円となっています。平成25年と比べ、国民健康保険料は約2,082,439千円、後期高齢者医療保険料は約9,867千円減少しています。 また、国民健康保険料の平成27年度不納欠損額は862,428,139円、後期高齢者医療保険料は23,509,491円となっています。平成25年と比べ、国民健康保険料は1,236,572千円、後期高齢者医療保険料は約5,617千円減少しています。 収納率は向上していますが、引き続き現年度収納率の確保を優先に滞納解消に向けた取り組みを行います。 従前より収納強化対策として、履行管理の徹底やコールセンターによる電話督促など滞納して日が浅い初期未納者に対する納付督促、滞納処分の実施をしておりますが、今後も現年度収納率の向上を図り滞納繰越額の抑制に努め、滞納者に対しても粘り強く納付折衝を図り、財産調査及び滞納処分の徹底等の取り組みを行います。 そして、引き続きペイジー口座振替受付サービスにより、口座振替加入率の向上に取り組めます。また、平成27年6月よりモバイルレジを開始し、納付環境を拡充させ、収納率向上に取り組んでいます。 今後も引き続き、会計の健全化と負担の公平性のため未収金の回収に努めます。

所 管 課	国民年金課
表 題	手当返還金の収入未済・不納欠損について
5	<p>平成26年10月末現在滞納繰越分の収入未済額は、児童手当返還金が3,340,000円、子ども手当は1,497,000円であり、児童扶養手当返還金については17,392,650円となっている。</p> <p>また、平成25年度末の不納欠損額は、児童手当返還金が155,000円、児童扶養手当返還金が2,295,780円である。</p> <p>郵便や電話での督促により回収に努めているが、引き続き収入未済金の早期回収に努められたい。</p>
措置内容 (改善中)	<p>ご指摘を踏まえ、収入未済金の早期回収に取り組んでいるところです。</p> <p>今後なお一層の早期回収に努めてまいるとともに、新たな収入未済金の発生抑制に取り組んでまいります。</p>

所 管 課	国民年金課
表 題	契約事務について
6	<p>委託契約について、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。</p> <p>(1) 各月経過後に提出すると契約書に定められている委託業務完了届が、提出されていないもの。</p> <p>(2) 公共工事等暴力団対策措置要綱第9条に規定されている暴力団の排除に関する条項が、契約書に記載されていないもの。</p> <p>(3) 契約書に自動更新条項が定められていたもの。</p>
措置内容 (一部措置済)	<p>(1) 平成27年度より、委託期間経過後に、速やかに委託業務完了届を提出することに契約を改め、完了届の提出を受けております。</p> <p>(2) 平成27年度より、暴力団の排除に関する条項を契約書に記載し、契約を交わしました。</p> <p>(3) 平成28年度は、平成26年度および平成27年度と異なる業者でありましたが、各年度同様、基本契約書に自動更新条項が定められております。</p> <p>本件について、各年度におきまして相手方に問い合わせたところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者派遣基本契約書に、契約の有効期間は個別契約期間満了までが有効と記載している。 ・基本契約書はあくまで個別契約書を締結するうえでの補足事項を記載したものになる。 ・また、労働者派遣法に沿った形で作成しており、法的にもいずれも問題ない。 <p>以上の回答を受け、契約書の文言削除については不可とのことでしたが、今回のご指摘の主旨を鑑み、関係各課と調整するなど、適正な事務執行ができるよう努めてまいります。</p>

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

平成28年10月24日

3. 監査結果に関する報告

平成27年4月10日監報第3号 監査結果報告書

4. 監査の対象

子どもすこやか部所管事務

○ 検討又は改善を要する事項（7項目）

所 管 課	子ども家庭課
表 題	母子福祉資金及び寡婦福祉資金について
1	母子家庭及び寡婦に対し、経済的自立の助成や生活意欲の助長を図り併せてその扶養している子の福祉の増進を図るため、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付を行っている。 ところで、平成26年9月末現在における母子及び寡婦福祉資金に係る収入未済金は、115,112,956円となっており、その額は毎年増加している。収納対策として、母子自立支援員からの督促や未収金特別対策室と連携し、回収に努めているが、今後も効果的な回収策を検討し、債権確保に努められたい。
措置内容 (改善中)	引き続き、母子父子自立支援員からの督促により、回収に努めております。結果として、収入確保対策行動計画における現年収入率目標値を達成できており、収入未済金の増加を抑えております。

所 管 課	子ども家庭課
表 題	契約事務について
2	使用料及び賃借料のリース物件にあつては、契約予定金額が80万円を超える施行起案については調度課への合議が必要となっているが、合議されていないものが見受けられた。 適正な事務処理をされたい。
措置内容 (改善中)	引き続き、事務専決規程に従い適正な事務処理を行ってまいります。

所 管 課	子育て支援課
表 題	補助金の交付事務について
3	<p>民間保育所地域子育て支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付事務で、以下の留意すべきものが見受けられた。</p> <p>(1) 平成26年度の地域子育て支援事業として、保育園の園庭開放や相談事業等を実施しており、その実施状況は2か月分まとめて、その翌月に「民間保育所地域子育て支援事業月別利用状況報告書」（以下「報告書」という。）により市へ報告されている。</p> <p>ところで、年2回以上実施する地域交流事業で、未実施の月については、その事業の報告書が提出されていない園が見受けられた。実施状況を確認する上からも、実施月以外でも報告書の提出を指導されたい。</p> <p>(2) 平成25年度の補助金交付要綱第10条で「補助事業者は、各年度の事業完了後速やかに事業実績報告書及び事業精算書を市長に提出しなければならない。」と定められている。</p> <p>ところで、補助金の交付確定については、当事業の実績報告として提出された要綱で定める書類の確認により行っているが、実施状況が写真や領収書等により客観的に確認できる園庭開放等の事業については、事実確認の資料として提出させることを検討されたい。</p> <p>(3) 補助金の対象経費は、補助金交付要綱別表で事業の実施に要する経費として、「（職員の人件費、ボランティア～施設内備品、保険料など）その他、市長が必要と認めたもの。」と定めている。</p> <p>ところで、スクラム事業のうちの相談事業を実施した経費として備品を計上しているが、当事業との関連性が明確でない記載となっているものが見受けられた。</p> <p>また、この他に交付申請や実績報告等における提出書類の記載内容が、各園で異なっている。各園がその記載に際し、人件費の按分方法や、対象経費などについて十分理解できるように、記載要領等の作成を検討されたい。</p> <p>(4) 補助事業者より、年度終了後に実績報告書及び事業精算書（「精算額内訳書および報告書」）が提出され、書類を点検し補助金額の確定を行っている。</p> <p>ところで、点検の際に記載漏れや記入誤りがあった場合、「精算額内訳書および報告書」を鉛筆書きで訂正しているものが見受けられた。これらの書類は、補助事業者が提出した文書であることから、適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (措置済)	<p>当該事業補助金は、行財政改革プランにより、平成27年度末をもって当該補助金事業を廃止いたしました。</p> <p>しかしながら、他の事業補助金におきましても、ご指摘を踏まえ、職場での課題共有のためにも研修を含めて適正な事務処理に努めてまいります。</p>

所管課	子育て支援課
表題	保育料の収納未済・不納欠損について
4	<p>保育料の滞納額は平成26年9月末現在で負担金(民間保育所分)と使用料(公立保育所分)を合わせて348,562,820円で、毎年度多額の保育料が未納となっている。また、平成26年5月末で時効により不納欠損処分した保育料の額は平成20年度分等で29,995,136円計上されている。</p> <p>平成26年度においては、過年度未納額分の一部を未収金特別対策室に移管し、回収に努めているが、負担の公平性を図る観点からもさらなる早期回収に努められたい。</p>
措置内容 (改善中)	<ul style="list-style-type: none"> ・現年度滞納者に対して、適宜督促状及び催告書を送付しております。 ・高額滞納者に対しては、個別に電話、催告書にて督促しております。 ・顛末書などを活用し、滞納者の生活実態を掴み、生活状況に見合った分納相談を行っております。 ・平成27年度よりゆうちょ銀行での窓口取扱を開始しております。 ・10月及び2月に、児童手当より特別徴収を実施いたします。 ・入所決定者に対し、口座振替申込書を送付しており、また、年度途中においても口座振替申込書を送付することにより口座振替を勧奨していきます。 ・未収金特別対策室の解散により、当課にて差押えを含めた滞納整理をまいります。

所管課	子ども見守り課
表題	財産管理について
5	<p>当課が所管している西家庭児童相談室分室については、療育センター通園事業における保護者等の待合所及び自治会の集会所として使用している。</p> <p>しかしながら、長期間にわたって相談室としての利用実績はなく、また、前回定期監査以降に建物の補修工事を行っているものの、所管課として公有財産台帳の整備や防火管理者の設定が行われていないなど管理が十分に行き届いていない面も見受けられる。</p> <p>行政財産としての用途及び目的を踏まえ、今後の施設のあり方について検討されたい。</p>
措置内容 (一部措置済)	<p>公有財産台帳については、子ども見守り課独自の台帳を作成しました。</p> <p>西家庭児童相談室分室の今後の在り方については、関係部局と協議中です。</p>

所管課	保育室
表題	市立保育所における延長保育利用保護者負担額について
6	市立保育所延長保育促進事業実施要綱に基づき、延長保育に係る利用保護者負担額(以下「負担額」という。)については、各保育所長が出納員として収納事務を行っている。負担額については、同要綱により、その月分を翌月の指定された期日までに支払うものと定められているが、長期間支払われていないものが見受けられた。未納の状態が長期間とならないよう、当課においても負担額に係る未収金の把握に努められたい。
措置内容 (改善中)	ご指摘をふまえ、負担額に係る未収金の把握に努めております。

所管課	友井保育所
表題	施設管理について
7	保育所は、児童福祉法に基づき保育を必要とする乳幼児を預かり、保育を目的とする施設である。 この施設の管理について現場調査を行ったところ、保育室において、床が合板の板張りのため、長期の使用により剥離している箇所が見受けられた。 素足での保育を行っており、園児の安全確保の観点から、施設の改善が望まれる。
措置内容 (検討中)	施設の老朽化に伴い補修が必要な箇所が生じておりますが、応急措置として保育室の営繕担当で修繕対応しております。床の修繕は大幅な施設修繕になるため、公立の就学前教育・保育施設再編整備計画の平成29年度中間見直し及び予算等の面も合わせて、安全管理・保育環境の改善に努めてまいります。

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

平成28年10月24日

3. 監査結果に関する報告

平成27年4月10日監報第5号 監査結果報告書

4. 監査の対象

社会福祉事業団所管事務

○ 検討又は改善を要する事項（2項目）

所 管 課	社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団
表 題	仮払金について
8	<p>平成25年度決算において、6件の仮払金1,268,901円を計上している。5件については、平成26年度で振替済みとなっているが、残り1件425,250円については、監査日現在、仮払金計上となっている。</p> <p>これは、平成21年度における、業者への支払が2重払いとなり、同年度に仮払金計上し、その後も返還を求めているが、返還されずに現在に至ったものである。</p> <p>早期の回収に努めるとともに、数年度にわたって仮払金勘定へ計上していることについて、検討されたい。</p>
措置内容 (検討中)	<p>電話連絡は行っていますが、担当者の方と話ができず、未だ回収には至っておりません。引き続き連絡が取れしだい訪問し説明を行ったうえで回収するようにいたします。</p>

所 管 課	社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団
表 題	預金について
9	<p>平成25年度末の「一般会計」及び「就労支援事業会計」の預金合計額は、177,748,725円となっており、三菱東京UFJ銀行及び近畿労働金庫の普通預金通帳で管理されていた。</p> <p>ところで、近畿労働金庫の通帳には、平成9年1月20日預金残高45,635円が最終記帳となっており、監査日現在に至っている。この口座は、第1はばたき園等の利用者負担金の収入口座としていたが、途中よりこの口座を利用しないで収入することになったため、休眠口座状態となっている。預金残高については、支払者が不明の利用者負担金であるとのことから、この状況で長期にわたり管理していることは、好ましくないと思慮する。</p> <p>適切な会計処理の方法を検討されたい。</p>
措置内容 (改善中)	<p>今現在、三菱東京UFJ銀行で管理していますが、28年度の指定管理料精算返還時に当事業団の雑入分として返還するようにいたします。</p>

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

上下水道事業管理者 井 上 通 弘

2. 通知を受けた日

平成28年10月24日

3. 監査結果に関する報告

平成27年4月10日監報第4号 監査結果報告書

4. 監査の対象

下水道部所管事務

○ 検討又は改善を要する事項（7項目）

所 管 課	下水道計画総務室
表 題	新会計基準への移行処理について
1	<p>地方公営企業法等の改正による会計基準の見直しにより、旧会計基準から新会計基準への移行処理が平成26年度に行われている。</p> <p>この移行処理について、以下の留意すべき事項が見受けられた。</p> <p>(1) みなし償却制度の廃止に伴い、旧会計基準でみなし償却規定を適用していた固定資産については、当初からみなし償却を行っていなかった場合の帳簿価格になるように移行処理を行う必要があるが、行われていなかった。</p> <p>また、みなし償却規定を適用していなかった固定資産について、資本剰余金に計上していた補助金等を長期前受金、長期前受金収益化累計額、利益剰余金等に振り分ける処理が必要であるが、行われていなかった。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 平成25年度末のその他資本剰余金6,370,012千円全額を利益剰余金に振り替えている。旧会計基準でみなし償却規定を適用していなかった場合、補助金等を財源として取得した償却資産については、過去の減価償却に見合う補助金等相当額を資本剰余金から利益剰余金に振り替える処理を行うが、これを行うにあたり償却資産と取得財源との紐付けが可能なものとそうでないものとを分けた上で、紐付けが困難なものについては合理的な方法を用いて資本剰余金に残すことが必要である。</p> <p>資本剰余金の振替について、検討されたい。</p> <p>(3) 貸倒引当金については予定貸借対照表に計上されている営業未収金額をもとに算定する必要があるが、平成25年12月の残高から推定計算した平成26年12月末残高を基に算定されていた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>(4) 退職給付等の負担に関する覚書第2条第2項によると、「職員が在職中一の会計の所属から他の会計の所属に異動した場合、その者に支給する額を、それぞれの会計に所属した合計期間に応じて按分する」と定められている。また、各会計間の取り決めとして予算策定にあたってはこれを考慮しないとされている。</p> <p>しかしながら、平成26年度予定貸借対照表に計上されている退職給付引当金の計上額が、期末自己都合要支給額から平成26年3月に退職した職員に係る一般会計からの精算予定額を控除した金額となっていた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>
措置内容 (措置済)	<p>昨年度までに1、2、4措置済みです。3の貸倒引当金については、予定貸借対照表に計上されている営業未収金額をもとに算定し、指摘どおり改善しました。さらに、職場での課題共有として研修を行っています。</p>

所管課	業務課
表題	下水道使用料の算定について
2	<p>地方自治法第228条に、使用料に関する事項は条例でこれを定めなければならないと規定されている。</p> <p>ところで、月の途中で使用を開始又は廃止等した場合の下水道使用料については下水道条例に定めがなく、水道事業給水条例に基づく使用料算定に準じて処理している。</p> <p>条例等の整備を行われたい。</p>
措置内容 (一部措置済)	<p>月の途中で使用を開始又は廃止等した場合の下水道使用料につきましては条例改正に向けて現在調整をしております。事務取扱要綱につきましては、26年度中に設けて処置致しました。</p>

所管課	業務課
表題	収入未済・不納欠損について
3	<p>当課では、下水道使用料及び受益者負担金の収納事務並びに水洗便所改造資金貸付基金の回収事務を行っている。平成26年9月末日現在、収入未済金のうち過年度分の下水道使用料は401,201,802円、過年度分の受益者負担金は4,245,920円となっている。また、平成25年度末の不納欠損額は、下水道使用料が54,383,782円、受益者負担金が951,190円である。</p> <p>適正な債権管理のうえからも、臨戸訪問等により収入未済金の早期回収に努められたい。</p>
措置内容 (改善中)	<p>下水道使用料につきましては、平成26年度に策定した新たな行財政改革プランで下水道使用料の収納率を調定確定後2年以内に対前年度比0.01%~0.02%の向上の目標を上げているところであります。</p> <p>平成27年度決算未収金につきましては、新たな行財政プランの調定確定後2年以内に該当する平成26年度未収金について99.17%と目標を大幅に上回る事が出来、未収金総額も前年対比で約7,020万円改善され、不納欠損額は、前年対比の約680万円減の約4,042万円を計上しました。下水道使用料につきましては、今後もこれまでの取組みに加え、上水道部門と連携を取りながら、共同で特別徴収を実施し、今後も、滞納者と面談等を行うことにより、収納対策を講じてまいります。</p> <p>下水道事業受益者負担金につきましては、平成14年度以降面的賦課を行っておらず、賦課保留区域で水洗便所改造の家屋を対象にのみ賦課を行っております。下水道受益者負担金につきましては、排水設備計画確認申請書が提出された時点で、受益者負担金について説明を行い、滞納にならないように努めております。</p> <p>また、未収金につきましては、督促・催促・訪問徴収を行ってまいります。</p>

所管課	業務課
表題	契約事務について
4	<p>浴場用下水道使用料収納事務委託契約について、以下の留意すべき事項が見受けられた。</p> <p>(1) 上下水道局下水道部公共工事等暴力団対策措置要綱第9条に規定されている、暴力団の排除に関する条項が契約書に記載されていない。 適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 契約書第2条第1項に、集金受領した下水道使用料は一括して請求月（検針月）の25日までに払い込まなければならないと定められているが、払込が遅延している。 適正な事務処理をされたい。</p> <p>(3) 平成25年度における収納実績は12件323,304円であり、収納金額の4%を契約により支払っている。 委託契約の必要性について、検討されたい。</p>
措置内容 (一部措置済)	<p>(1)次期契約については、暴力団の排除に関する条項を記載いたしました。</p> <p>(2)今後も、遅延することのないようにいたします。</p> <p>(3)今後、上下水道業務統合の中で検討いたします。</p>

所管課	下水道維持管理課
表題	下水道敷の占用許可事務について
5	<p>下水道敷の占用許可事務について、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適正な事務処理をされたい。</p> <p>(1) 下水道条例施行規程第28条で、占用期間満了後引き続いて下水道の敷地等を占用しようとするときは、占用期間満了の日1月前までに、継続許可の申請書を提出しなければならないが、その提出が遅れているもの。</p> <p>(2) 占用料の納期限は、道路占用料徴収条例第3条を準用しており、占用許可の日から30日以内とし、占用期間が1年以上の場合の次年度以降については、年度の初日から30日以内と定めている。 ところで、この納期限の設定を誤っているもの。</p> <p>(3) 下水道敷占用許可起案において、許可条件である許可期間の日付の一部が記載されずに決裁を行っているもの。</p>
措置内容 (改善中)	<p>1 下水道の敷地等の占用については、申請者に対し継続許可の申請書提出を占用期間満了日1月前までの提出を指導致しております。</p> <p>2 占用料の納期限については、今後30日以内の適正な日に設定してまいります。</p> <p>3 下水道敷の占用許可起案については、許可期間の日付を記載し決裁致しております。</p>

所管課	下水道維持管理課
表題	契約事務について
6	下水道敷用地測量及び土地調書作成業務委託契約を締結している。 ところで、委託業務遂行の参考のために、前年度の同業務の成果品の一部を委託業者に貸与しているが、契約書第16条第2項に定める借用書が提出されていない。 適正な事務処理をされたい。
措置内容 (措置済)	委託契約業者への資料の貸与については、業者に対し資料貸与時の際借用書を提出させております。 さらに、職場での課題共有として研修を行っています。

所管課	下水道維持管理課
表題	下水道敷の不法占有について
7	当課では、「下水道敷の不法占有物件の調査及び除去に関すること。」の事務を分掌している。 ところで、不法占有物件の調査のため、下水道敷用地測量及び土地調書作成業務を委託し、成果品として不法占有物件調査台帳等の報告書が納品されている。その報告書により、不法占有物件等の内容を確定しているものの、不法占有の除去まで至っていないのが現状である。 適正な財産管理の上からも、不法占有の除去に努力されたい。
措置内容 (改善中)	不法占有の除去に努力しておりますが、より一層適正な財産管理をしてまいります。